

社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における 教育内容等の見直しに関するQ&A

平成20年7月
厚生労働省社会・援護局
福祉基盤課

I 社会福祉士養成課程

(1) 教育カリキュラム全般に関する事項

問1 今回の教育カリキュラムの見直しの趣旨如何。

(答)

1. 今回の教育カリキュラムの見直しは、社会福祉士制度が創設されて20年が経過し、これまでの間に、介護保険制度や障害者自立支援制度などの施行により、従来の措置制度から、利用契約制度への転換が図られるなど、福祉サービスを取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、現在の状況に的確に対応できる、実践力の高い社会福祉士を養成するために行うものです。

具体的には、

- ① 相談援助に関する科目の充実を図ること
- ② 関係団体の調査結果等によれば、実習・演習の教育内容について、福祉系大学における教育時間数等にばらつきがあったことを踏まえ、実習・演習科目に関し、福祉系大学に対して一定の基準を課すこと
- ③ 成年後見や障害者の就労支援など、社会福祉士の活動の領域が拡大してきていることを踏まえ、これらの分野で働くために必要な最低限の知識を修得させる観点から、新たに「就労支援サービス」や「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」といった科目を設けております。

問2 大学においては科目が細切れすぎ、大学教育が専門学校化してしまう懸念がある。大学教育の自主性や学問体系を尊重した科目構成・時間数とすべきではないか。

(答)

1. 今回の社会福祉士養成課程の見直しは、実践力の高い社会福祉士を養成するといった観点に立って、社会福祉士として最低限必要とされる知識及び技術が修得できるようにするものです。
2. そうした意味で大学においては、現在の仕組みと同様、大学教育4年間全体の中で、指定科目に加えて、大学独自のカリキュラム編成を行うことが可能な仕組みとなっており、大学の独自性に十分な配慮を行っています。

問3 「相談援助」ではなく、「ソーシャルワーク」や「社会福祉援助技術」という用語を用いるべきではないか。

(答)

1. 社会福祉士の業務については、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項において、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害あること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整を行うこと」と定義されており、あくまで国が示す教育カリキュラム上は、この法律上の定義との整合性を図る観点から、「相談援助」という用語で統一しています。

問4 大学において選択科目とされている「就労支援サービス」や「権利擁護と成年後見制度」、「更生保護制度」等については、全て必修科目とすべき。

(答)

1. 大学における選択科目については、現在、心理学・社会学・法学等が選択科目とされています。
2. 今回の見直しにおいては、大学のカリキュラム編成に係る負担軽減を図る観点から、国が定める指定科目に関して、「就労支援サービス」、「権利擁護と成年後見制度」及び「更生保護制度」等を選択科目とし、現行の選択科目制を維持するものですが、大学の裁量により、これらの科目を必修とするカリキュラムを編成することも可能です。

問5 今回の教育カリキュラムの見直しにおいては、5つの科目群が設定されているが、実際の教育の順は、これらの科目群の順に拘束されるのか。

(答)

1. 各科目の教育の順については、大学や養成施設等において自由に定めることが可能です。
2. ただし、実習科目については、演習科目と連動して行うことにより、教育効果が見込まれることから、演習科目の進捗状況に配慮しつつ、行うべきこととしています。

問6 各科目の教育内容をもっと詳細に示すべき。

(答)

1. 新カリキュラムに対応した国家試験の出題基準を可能な限り早くお示しすることとしており、各学校、養成施設におかれては、このようなものも参考に教育内容を決めることも可能と考えています。

(2) 教育カリキュラムの内容に関する事項

問7 教育カリキュラムの中から法学が削除された理由如何。

(答)

1. 御指摘のとおり「法学」という科目自体は廃止したのですが、従来の「法学」における憲法や民法、行政法といった教育内容については、成年後見制度や更生保護制度を学ぶ前提として必要な知識であることから、「権利擁護と成年後見制度」という科目の中で、これらに関する内容を位置付けており、従来の「法学」の内容を全て排除したものではありません。

問8 教育カリキュラムの中から介護概論が削除された理由如何。

(答)

1. 御指摘のとおり「介護概論」という科目自体は廃止したのですが、従来の「介護概論」の教育内容については、高齢者に対する支援の在り方を学ぶ一環として、「高齢者に対する支援と介護保険制度」という科目の中で同程度の内容を位置付けており、従来の「介護概論」の内容を全て排除したものではありません。

問9 社会福祉士は「社会福祉」が基盤であることから、社会福祉学を明確に位置付けるべき。

(答)

1. 教育内容を見直すに当たり、従来の「社会福祉」の領域に留まらず、成年後見や障害者の就労支援、スクールソーシャルワークなど、相談援助活動の領域が拡大してきており、利用者の自立を支援するためには、国民の福祉に関する政策や理論等について、司法や労働、教育といった領域を含む総合的な視点に立って理解する必要があるという観点に立って、「現代社会と福祉」を科目として位置付けています。

問10 「権利擁護と成年後見制度」や「更生保護制度」について、これらの制度の理解は必要だが、独立した科目として設定する必要はないのではないか。

(答)

1. 「権利擁護と成年後見制度」や「更生保護制度」については、認知症高齢者の増加や介護保険制度の創設等による利用契約制度の導入、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行等を背景として、昨今、社会福祉士の活用が期待される分野であることから、独立した科目として位置付けることとしたものです。

問 11 講義系科目の時間内に演習を取り入れることも可能であることから、相談援助演習の時間数は 150 時間を 120 時間とすべき。

(答)

1. 「相談援助演習」については、実践力の高い社会福祉士を養成するという観点に立って、新たに拡充された教育内容も含め、社会福祉士として必要とされる知識及び技術を統合し、これらを実践的に修得するための科目として位置付け、時間数の充実を図ったものです。

問 12 相談援助実習の時間数（180 時間）は、もっと充実すべき。

(答)

1. 「相談援助実習」に係る時間数については、平成 18 年 12 月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会意見書の中で、「実習の質の担保及び標準化のためには、まずは社会福祉士に求められる役割について整理を行った上で、実習内容の充実のための上記の見直しを行うべきであり、このような見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、実習時間数の在り方についても検討することとすべき」とされたことを踏まえ、当面は現状の時間数を維持することとしています。

問 13 通信教育課程における実習時間が通学課程における実習時間と同等とされたが、働く人が受講する課程であることを踏まえ、現状と同等の時間数とすべき。

(答)

1. 社会福祉士養成課程における通信課程については、主として働いている方々を対象とする課程であり、福祉サービスの現場で働いている方々のキャリアアップを図る観点からも必要であると考えています。

ただし、相談援助実習に係る時間数については、

- ① 現状の通信課程における時間数が通学課程の半分の時間数であり、通学課程と比較して公平ではないこと
- ② この点について、平成 18 年の 12 月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会の意見書において、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、改めるべきと指摘されていること

等を踏まえ、通学課程と同等の 180 時間とすることとしています。

問 14 一般に 4 年制大学の社会福祉士養成課程においては、これまで 90 分（1.5 時間）を 2 時間と換算していたが、新カリキュラムでは、こうした取扱いは認められるのか。

(答)

1. スクールアワーが学則において定められている場合にあっては、スクールアワーを適用して差し支えありません。

ただし、実習については、実時間数により行うことが望ましいと考えています。

(3) 指定基準に関する事項

問 15 社会福祉士養成施設を行うに当たって、設置主体の規制が強化されることとなっているが、趣旨如何。

(答)

1. 社会福祉士養成施設については、その学生に対し、設置主体の倒産等による不測の事態による不利益が生ずることのないよう、その安定的な運営を確保する観点から、運用上、設置主体は地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人のいずれかであることを原則としてきたところです。
2. 今回の見直しにおいては、こうした規制を新たに課すのではなく、従来のこうした運用を明確化する観点から、「社会福祉士養成施設の設置主体は、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人を原則とする」旨の規定を明記することとしました。

問 16 助教について、助教制度そのものは平成 19 年に始まったばかりであることから、従前の助手や実習助手について平成 19 年以前の教歴を加味することができるようにすべき。

(答)

1. 学校教育法の改正により、従来の助手が「学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する」助教と「教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する」助手とに機能分化が図られたことを踏まえ、学生に対する教育研究に従事する役割を担う助教について、平成 19 年度より、新たに教員要件に位置付けたものです。
よって、平成 19 年度より前の助手としての教歴を加味することは困難であると考えています。

問 17 行政機関における管理職を教員要件から除外する理由如何。

(答)

1. 従来、3年以上の実務経験を有する行政機関の管理職以上の者については、老人福祉論等一定の科目について教員とすることができることとしていたところです。
2. 今回の見直しにおいては、より実務に精通した教員の確保を可能とする観点から、行政機関において5年以上の実務経験があれば、管理職以上であるか否かにかかわらず、教員とすることが可能な仕組みとしたものです。

問 18 実習指導者の要件が強化されることにより、実習施設の確保が困難になることから、現状の実習指導者の要件を維持すべき。

(答)

1. 実習指導者については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習教育の質の向上を図るため、資格取得後3年以上の実務経験を有する社会福祉士であることに加え、新たに実習に係る指導方法など、一定の内容の講習会の受講を義務付けることとする一方、円滑な施行を図る観点から、
- ① 従来、1実習施設当たり5人までとされていた実習生の受入の上限を、実習指導者1人当たり5人までとすること
 - ② 資格取得後3年以上の実務経験を有する社会福祉士であれば、平成21年度から3年間のうちに講習会を受講すれば足りることとするとともに、当分の間、身体障害者福祉司等として実務経験が8年以上であれば足りることとする経過措置を講ずること
- としています。

なお、実習指導者の急な退職・異動への対応については、要件を満たす実習施設を確保している養成施設との公平性の観点も踏まえつつ、検討する必要があると考えています。

問 19 今回の見直しにより、実習は「1の実習施設において120時間」行わなければならないこととされたが、このように要件が厳しくなれば、実習施設の確保が困難になるのではないか。

(答)

1. 今回の見直しにより、相談援助実習については、「1の実習施設において120時間以上行うことを基本とする」旨を定めることとしています。
2. 相談援助実習については、本来、相談援助の一連の過程を網羅的かつ集中的に学習できるように行うべきものであることから、こうした趣旨を明確化するため、「120時間を基本とする」こととしたものです。
3. なお、120時間を「基本とする」こととしたのは、近隣において複数の養成施設が競合するなど、地域の実情により、実習施設の確保が困難である特段の事情がある場合に限り、必ずしも1の実習施設において120時間の実習を行う必要はないという趣旨であり、この場合であっても、できる限り1の実習施設において120時間に近い時間数が確保されるよう努めなければならないものと考えています。
4. また、残りの60時間に係る実習についても、相談援助実習に係る一連の教育内容を適切に実施できることが必要であり、単なる施設見学等については、相談援助実習指導の中で行われるべきものであると考えています。

問 20 2箇所の実習施設において、均等に実習を行うことができるよう、1の実習施設における実習時間数は120時間ではなく、90時間とすべき。

(答)

1. 1の実習施設における実習時間数については、1の実習施設において相談援助の一連の課程を網羅的かつ集中的に学習できるよう、120時間以上行うことを基本とすることとしております。

なお、養成施設や大学において、残りの60時間では十分な実習の実施が困難であると判断する場合には、180時間を超えて実習を行うことも可能です。

問 21 通信課程における巡回指導について、電話やメール等を用いて、かつ実習施設との十分な連携があれば、週1回以上行わなくてもよいか。

(答)

1. 実習における実習担当教員による巡回指導については、原則として週1回以上行うことが望ましいと考えています。しかしながら、地域における実習施設の確保の状況等も踏まえ、少なくとも1回以上巡回指導を行うとともに、実習施設との十分な連携が確保されている場合には、養成施設において学習する日を設けることにより代えることができることとし、より弾力的に巡回指導が行えるように見直しを行うものです。

また、巡回指導を行うに当たっては、非常勤教員による指導は可能と考えていますが、巡回指導に代えて、電話や文書、メール等による指導を行うことは適切ではないと考えています。

問 22 実習・演習担当教員については、従来、「修士又は博士の学位を有する者」が担当することができることとされていたが、今後は、講習会を受講しなければ、担当できなくなる。

従来どおり、実務経験5年の社会福祉士が講習会を受講せずに実習・演習担当教員となれることとされていることと比べ、不公平ではないか。

(答)

1. 実習・演習担当教員については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、今回、講習会の受講を新たに義務付け、演習や実習の指導方法について、一定の質を担保するものです。
2. しかしながら、一定の教歴や福祉・介護サービス現場における実務経験を有する者については、当該教歴や実務経験により、指導方法や現場における相談援助の実践方法に関する知識及び技術のいずれかが担保されると考えられることを踏まえ、
 - ① 実習・演習についての教歴が5年以上である大学等や専門学校の教員
 - ② 相談援助業務について、5年以上の実務経験がある社会福祉士については、講習会の受講が不要な仕組みとしています。
3. また、「修士又は博士の学位を有する者」については、指導方法や現場における相談援助の実践方法の両面において必ずしも十分ではないと考えられることから、講習会の受講を義務付けるものです。
4. 円滑な施行に配慮する観点から、平成24年3月31日までの間については、現に実習・演習を担当する教員について引き続き教員要件を満たすものとする経過措置を講じているところですが、今後、質の高い実習・演習担当教員を確保していく観点からは、講習会の義務付けがない者についても、講習会をできる限り受講していただくことが望ましいと考えております。

問 23 通信課程については、従来、科目ごとに面接授業を行うことが義務づけられていたが、今回の見直しにより、実習・演習を除き、面接授業を行わなくても良いことになり、教育の質が担保されないのではないか。

(答)

1. 現行の通信課程においては、科目ごとに、その時間数に応じて3時間から12時間の面接授業が義務付けられるとともに、実習については通学課程の半分の時間数(90時間)とされていたところであり、
 - ① 通信課程の実習の時間数が通学課程の半分である現状は、通学課程と比べ、公平性を欠くこと
 - ② 印刷教材による自学自習が比較的容易である講義系科目と比較して、演習や実習指導については、自学自習が困難であることから、より十分な面接授業時間を確保する必要性が高いこと等の問題があると認識しています。

2. これらを踏まえ、
 - ① 実習について、通学課程と同様の180時間とすること
 - ② 講義系科目について、面接授業を行わないこととする代わりに、レポート等の提出により、当該科目に関する理解度の確認を行うこととする一方、演習・実習指導については、面接授業の時間数を拡充すること等の見直しを行うものであり、通信課程の教育の質は確保されるものと考えています。

3. なお、各大学や養成施設が独自に講義科目に関して面接授業を行うことは可能です。

問 24 今回の見直しにより、大学等に対して、新たにどのような規制が課されることとなるのか。

(答)

1. 従来の大学等における社会福祉士の養成課程については、科目名のみを規制し、科目名が同一であることをもって教育内容が同等であることを擬制する「指定科目制」により行われてきたところであるが、教育内容や時間数についての規制が課されていないため、特に実習・演習教育を中心として、その内容や時間数にばらつきが大きいとの指摘がなされてきたところです。
2. こうした状況を踏まえ、今回、大学等については、実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、実習・演習科目について養成施設と同様の規制を課すこととし、具体的には、
 - ① 実習は最低 180 時間以上行わなければならないなど、実習・演習科目の教育内容、時間数について、養成施設と同様の基準を課すこと
 - ② 実習・演習科目を担当する教員は、5年以上の教歴を有する教員や5年以上の実務経験を有する社会福祉士を除き、講習会を受講したものでなければならないこととするとともに、学生 20 人につき 1 人を配置しなければならないこととする
 - ③ 実習室や演習室について、20 人につき 1 室の割合で設置しなければならないこと等を定めています。

問 25 相談援助実習と相談援助実習指導の教育内容はどのように棲み分けを行うべきか。例えば、①施設見学や②教員による巡回指導、③帰校日は、どちらの時間数としてカウントするべきか。

(答)

1. 相談援助実習の教育時間数については、

- ① 実習施設において、
- ② 実習計画に基づき、
- ③ 実習指導者によって、

行われる指導等が該当するものである。

2. よって、御指摘の単なる施設見学や教員による巡回指導、帰校日等に係る時間数は、相談援助実習指導に係る時間数に算入すべきものであると考えている。

問 26 旧カリキュラムに基づく旧指定基準においては、合同・合併授業が禁止されていたが、平成 21 年 4 月以降、新旧カリキュラムの合同授業や旧カリキュラム同士の合同授業を行うことは可能か。

(答)

1. 新指定基準において、合同・合併授業を認めることとしていることを踏まえ、平成 21 年 4 月以降、旧カリキュラムにおいて、合同・合併授業を行って差し支えありません。

Ⅱ 介護福祉士養成課程

(1) 教育内容について

問1 教育内容の見直しの基本的な考え方はどのようなものか。

(答)

1. 介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力の修得を目指す観点から、資格取得時に利用者個々の生活状況に応じた自立支援に資する介護や多職種連携など、11項目の目標を達成できるような教育内容へと見直しを行いました。
2. 具体的には、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化に伴う介護ニーズの変化を踏まえ、
 - ① 介護の実践の基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
 - ② 「尊厳の保持」、「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
 - ③ 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域に再構成しております。
3. 特に「介護」の領域については、個性や生活のリズムを尊重した介護（個別ケア）の実践が必要とされていることから、利用者の状況の変化を的確に捉えるための思考プロセスである『介護過程』や自立支援の観点から安全かつ適切に介護を提供するための『生活支援技術』を充実・強化しています。
4. また、利用者の重度化に対応するために「こころとからだのしくみ」の領域については、利用者の日常生活の状況の変化に敏感に気づき、その状況を踏まえて医療との連携を適切に行うための基本的な知識を修得できるような内容としております。

5. なお、国が定める教育内容については、基本となる教育内容のみを示すこととし、養成施設等の教育方針や特徴に応じて、科目編成を自由に行うことができるなど、弾力的な運営を行うことができる仕組みとしています。

問2 国で示す基準以外に詳細の内容が通知で出されるのか。

(答)

1. 国が定める教育内容の基準は、
- ① 養成の目標
 - ② 領域毎の目的
 - ③ 教育内容毎のねらい・時間数・教育に含むべき事項を定めています。
2. 各養成施設等は、これらの基準を満たした上で、各教育内容ごとの科目編成や当該科目のシラバスを作成することになります。

問3 教育カリキュラムのしぼりはどこまであるのか。地方厚生局のチェックはどこまで見ることになるのか。

(答)

1. 国が定める教育内容の基準は、
- ① 養成の目標
 - ② 領域毎の目的
 - ③ 教育内容毎のねらい・時間数・教育に含むべき事項を定めています。
2. 各養成施設等においては、その創意工夫により、各領域の教育内容ごとに科目編成を行うことができることとしており、地方厚生局は、当該科目のシラバスの中に、『教育に含むべき事項』が含まれているか否かを確認することとなります。
- したがって、養成施設等がシラバスを作成する際には、当該科目に該当する教育内容の中の『教育に含むべき事項』を、当該科目のシラバスの中に位置付ける必要があります。

問4 領域を越えて科目を設定してもよいか。

(答)

1. 各養成施設等における教育の水準を担保するため、教育内容ごとに、教育に必要な時間数を示しており、領域を越えて科目を設定した場合、教育内容ごとの時間数が確保されない可能性があるため、領域の範囲内で科目を設定しなければならないこととしています。

問5 人間と社会の選択科目は6項目全て開講しなければならないのか。

(答)

1. 人間と社会に関する選択科目については、各養成施設等が6項目のうち、全部又は一部を選択して開講するものであり、全てを開講しなければならないものではありません。

(参考)

人間と社会については、基準上240時間以上の教育内容を設定していただくこととしております。その内訳として、必修科目は120時間以上としており、「人間の尊厳と自立」「人間関係とコミュニケーション」がそれぞれ30時間以上、「社会の理解」が60時間以上としております。必修科目を基準以上の時間をかけて実施したい場合については、必修科目と選択科目を併せて240時間を満たせば、人間と社会の指定基準を満たしたことになります。その結果として、人間と社会の選択科目については、すべて開講できなくても差し支えありません。

問6 3つの領域の教育以外に、1800時間+ α として、芸術などの授業を入れようと思うが、+ α の授業の取り扱いはどうしたらいいか。

(答)

1. 介護福祉士養成施設としての指定基準である1800時間に、教育に含むべき事項が満たされていれば問題ありません。+ α の授業をするかどうかに関しては各養成施設等の裁量で決めることが可能です。

問7 選択科目は、6項目から選べば、科目例以外でもよいか。

(答)

1. 例示6項目の内容であれば、科目例以外であってもかまいません。科目名は各養成施設等にて設定ください。

問8 講義や演習の時間についての規定は、変更があるのか。

(答)

1. 講義や演習の時間数については、単位制ではなく、現行同様、時間制としています。

問9 基準に書かれている授業時間は1時間を60分としてよいか。

(答)

1. 授業時間数については、学校教育法上許容される範囲内で、各養成施設等が設定する時間数として差し支えありません。

問10 現行のカリキュラムと新しいカリキュラムとの対応表は示されるのか。

(答)

1. 今回のカリキュラムの見直しに当たっては、有識者からなる「介護福祉士養成課程における教育内容等の見直し作業チーム」を立ち上げ、御議論いただいたものであり、今日的な課題に対応できる介護福祉士の養成のために、「介護」を中心に教育内容を再構成しつつ、具体的な科目設定については、養成施設ごとの創意工夫が活かせる仕組みとしたものです。
2. 新旧カリキュラムの対応表については、国からお示しする予定はありませんが、新カリキュラムにおける各教育内容にどのような内容を含め、教育していくべきかについては、日本介護福祉士養成施設協会が作成した「介護福祉士養成新カリキュラム 教育方法の手引き」を参考にさせていただきたいと考えております。

問 11 教育カリキュラムが弾力化されると、教育の質が統一されないのではないか。

(答)

1. 今回の見直しは、各養成施設等の教育方針や特徴に応じて弾力的な運営が図れるように配慮したものであり、養成施設等の理念を教育内容に反映させやすくしたものです。
2. また、国家資格取得時の目標として養成の到達目標を明確にし、その目標に到達するための教育内容に関する具体的な基準として、「養成の目標」、「領域毎の目的」、「教育内容毎のねらい・時間数・教育に含むべき事項」を設定しており、これらに基づき各養成施設等が編成したカリキュラムに加え、全ての資格取得ルートに課される国家試験によって担保されると考えております。

問 12 介護福祉士と社会福祉主事養成課程の科目の読替をいつ示すのか。

(答)

1. 7月末を目処にお示しをしたいと考えております。

問 13 社会福祉士の指定科目について、同時に介護福祉士の科目を読み替えて適用することができるか。

(答)

1. 介護福祉士については、制度改正後、各養成施設等の裁量で科目を自由に設定することができます。
2. したがって、大学等が介護福祉士養成施設等としての指定を受けることと併せて、社会福祉士国家試験の受験要件である指定科目を設定することは、現行制度同様に可能です。

問 14 合併授業はどこまで認められるのか。社会福祉士と一緒に合併して授業を行っても構わないのか。

(答)

1. 今回の改正により、社会福祉士養成課程と介護福祉士養成課程において教育内容が共通する科目を設定する場合には、合同授業や合併授業を行うことができるようになります。ただし、領域「介護」については、介護福祉士として必要となる専門的な知識や技術を学ぶ内容であるため、他職種の養成課程との合併授業はできません。
2. 社会福祉士養成施設卒業後の1年課程（1170時間）と保育士養成施設卒業後の1年課程（1155時間）の介護福祉士養成課程同士であれば、領域介護についても合併授業は可能です。

※ 合同授業（介護福祉士養成施設等に複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は介護福祉士養成施設等の課程間において同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）又は合併授業（介護福祉士養成施設等と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。以下、同じ。）

問 15 領域「介護」に社会福祉士の指定科目を設定することはできるのか。

(答)

1. 領域「介護」に社会福祉士の指定科目を設定することは、他の領域と同様に当該指定科目の教育内容に「教育に含むべき事項」が含まれていれば可能です。また、読替のできる範囲についても定め、別途通知（「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替について」平成20年3月28日付け厚生労働省社援発第0328005号）でお示ししていますのでご参照ください。

問 16 平成20年4月以前の入学者が正規の期間で卒業できず留年した場合の新旧の科目の対応関係について、時間数を含め、指針を示してほしい。

(答)

1. 平成21年4月よりも前に養成施設等に入学し、留年をした場合には、修得すべき内容は基本的には旧カリキュラムの内容となるので、各養成施設等において、旧カリキュラムに相当する科目を実施していただく必要があります。

なお、この方が平成24年4月以降に養成施設を卒業する場合には、国家試験の受験義務が課されることとなります。

(2) 教員について

問 17 「こころとからだのしくみ」の科目を介護福祉士資格取得者が教えることができるか。

(答)

1. 「こころとからだのしくみ」の科目編成を行う専任教員については、医師、保健師、助産師又は看護師資格取得後5年の実務経験者であって、かつ、介護教員講習会を受講する必要があります。しかしながら、科目編成を行う専任教員以外の「こころとからだのしくみ」の教員は、学校の裁量で教育内容を踏まえ適切に教育を行うことができる者とするのが可能ですので、介護福祉士資格取得者を教員とすることは可能です。

問 18 「こころとからだのしくみ」の科目編成を行う専任教員を、併設する看護学科の教員(看護師有資格者)が行うことができるか。

(答)

1. 介護福祉士養成施設等の専任教員は1の課程に専属する必要があります。併設する看護学科の教員が看護学科の専任教員であれば、介護学科の専任教員にはなれません。

問 19 相当の学識経験者、相当の実践者については養成施設の判断でよいか。

(答)

1. 各養成施設等の判断で適切な方を確保していただくこととなります。

問 20 領域「介護」については家政系の教員も教授する場合は、介護教員講習会を受講しなければならないか。

(答)

1. 家政系の教員が要件を満たし、専任教員として領域「介護」を教授する場合には、介護教員講習会を受講する必要がありますが、専任教員以外の教員として教育を行う場合には、その必要はありません。

問 21 介護教員講習会は、採用時に 300 時間のすべての科目が受講されていなければならないか。

(答)

1. 原則として採用時に全ての科目を修了していることが必要ですが、大学等については教員の採用決定時期が早期であり、採用決定時に一部の科目教員等が相当数見込まれることを踏まえ、申請年度の翌年度内に計画的に受講し、受講修了が見込まれる場合には、全ての科目を受講していなくとも、要件を満たしていることとします。

問 22 助手は介護実習や介護実習指導は担当できるのか。

(答)

1. 平成 19 年 4 月 1 日施行の学校教育法の一部改正(最終改正平成 18 年 6 月 21 日法律第 80 号)により、「大学は、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする」(大学設置基準第 10 条)」と規定しており、助手は、あくまでも補助させるものであるため、介護実習や介護実習指導を担当することはできません。

問 23 現在養成施設で主要な先生が、今回の基準の科目編成を行う専任教員になれないのは、おかしいのではないか。

(答)

1. 科目編成を行う専任教員は、カリキュラムの編成に関する責任者であって、養成施設等における教員間の組織上の監督関係（指導関係）を拘束するものではありません。

問 24 介護教員講習会の開催施設はどこになるのか。

(答)

1. 介護教員講習会の詳細については、7月末を目処として関係告示等をお示ししたいと考えています。

問 25 放送大学で行っている介護教員講習会の基礎、専門基礎科目については、今後どのようになるのか。

(答)

1. 講習会の実施主体が、既修得科目の内容について当該実施主体で行う講習会の内容と同等以上かどうかを判断した上で認定ができます。したがって、放送大学で受講した基礎、専門基礎科目についても、講習会の実施主体の判断で認定できます。
2. なお、放送大学の開講科目が、介護教員講習会の基礎・専門基礎科目に対応する科目かどうかは、原則として各実施主体にて判断いただくこととなります。

問 26 採用前に介護教員講習会を終えている人を探すのは、困難である。経過措置や条件緩和を考慮して欲しい。

(答)

1. 平成 20 年 3 月までに講習会を修了している教員については、新たに受講する必要はありません。
講習会の受講が必要となるのは、専任教員のうち科目編成を担当する教員と領域「介護」を教授する専任教員に限られるため、教育の質を確保する観点からは、こうした要件を満たす教員を確保していただく必要があると考えています。
2. なお、「人間と社会」及び「こころとからだのしくみ」の科目編成を行う専任教員については経過措置を講じているところです。

問 27 新設する学校において、教員定数との関係等から生徒が在籍していない学年の分まで総定員として教員数を算出するのは、教員の確保の観点から非常に厳しい状況である。

そこで、在籍する学年のみを総定員として算出し、全学年の学生が満たされる毎年、総定員の変更申請をするということで、対応できないか。

(答)

1. 学校を新設する場合には、開講までの間に全学年を通じた一貫したカリキュラムの全体像を作成し、これに基づく各科目の担当教員を確保する必要があります。

こうした準備を行うためには、少なくとも全ての学年の総定員に係る専任教員を確保しておく必要があると考えています。

問 28 平成 20 年度以前に入学した学生は旧カリキュラムに基づく旧指定基準が適用されることとなると理解しているが、旧カリキュラムの適用を受ける学生に対しても専任教員を引き続き確保しなければならないのか。(新カリキュラム適用学生 40 人、旧カリキュラム適用学生 40 人の場合、本来学年総定員 80 人で、専任教員 3 人のところ、新旧それぞれ 3 人ずつ、計 6 人を確保しなければならないのか。)

(答)

1. 新旧カリキュラムをそれぞれ適切に教育できる体制が整っていれば、新旧カリキュラムを合わせた学年総定員に対する専任教員の人数が満たし、かつ、これらの者が新指定基準に基づく専任教員の要件を満たしていれば足りるものと考えています。

(3) 実習について

問 29 実習時間に記録の読み書きの時間は含まれるのか。

(答)

1. 実習時間については、実習施設で介護している時間や記録の読み書きの時間も含まれます。

なお、実習時間は実習科目全体として時間数が確保されていれば足りるものであり、1日当たりの実習時間は、実習施設側と協議の上、適宜決定していただくこととなります。

問 30 巡回指導をする教員は誰でもいいのか。

(答)

1. 実習は領域「介護」に該当する教育内容であるため、介護教員講習会を修了した専任教員によって巡回指導を行うことが望ましいと考えていますが、それにより難しい場合については、専任教員以外の教員が巡回指導を行うことも可能です。

今回は巡回指導の役割を明確にしており、こうした役割を適切に担うことが重要であることから、そのためには、各養成施設で適切な者を担当させるよう配慮願います。

問 31 巡回指導について、平成 21 年度より前に入学した学生が新カリキュラムの学生と一緒に施設で実習をした場合、旧カリキュラムの要件（巡回週 2 回）が適用されるのか。施設の要件もそうか。

（答）

1. 実習についても、入学年次により、旧カリキュラム・新カリキュラムの要件がそれぞれ課されることとなります。

問 32 実習Ⅰ，Ⅱは具体的にどのような実習になるのか。

（答）

1. 実習Ⅱについては、一連の介護過程を網羅的に学ぶことを主眼とした実習です。

このため、実習Ⅱを行う前に、実習Ⅰの中で、介護過程に含まれる「情報収集に必要な利用者とのコミュニケーション」、「介護実践に必要な基本的な介護技術」等の内容について実践しておくことが効果的であると考えています。

この点については、日本介護福祉士養成施設協会で作成している手引き（問 10 を参照）を参考にしてください。

問 33 実習Ⅱは継続してとあるが、連続して実施しなければならないか。

（答）

1. 必ずしも連続している必要はなく、期間を分割して行うことも可能です。

問 34 介護サービス提供のためマニュアルとはどのようなマニュアルか。

(答)

1. 「介護サービス提供のためのマニュアル」とは、当該施設において利用者に対して介護を提供する際の基本的な手順等について定めたものを想定しています。
2. 例えば、利用者の状態に応じた入浴方法等に関するマニュアルや褥瘡予防に関するマニュアル、摂食又は嚥下障害のケアに関するマニュアル、感染症および食中毒の予防及び蔓延の防止に関するマニュアル等の介護サービス情報の公表制度における調査情報に規定されているようなマニュアルを整備していただくことになります。

問35 介護過程に関する諸記録とはどのようなものか。

(答)

1. 介護過程とは、利用者の心身の状況や生活の状況について必要な情報収集を行い、その情報の分析・解釈に基づいて介護内容や方法を計画し、利用者の状況の変化に応じて計画の変更、実施・評価する一連の過程をいい、介護過程に関する諸記録とは、その過程における以下のような記録のことを示します。

- ・利用者の心身又は家族の状況等の基本情報
- ・利用者や家族の置かれている環境等の評価を通じて利用者が日常生活を営むために解決すべき課題を把握するプロセスについての記録
- ・介護計画
- ・介護の実施状況に関する記録
- ・計画の変更や多職種との連絡調整に関する記録等

2. 現状、介護現場では、介護過程について必ずしも十分に認識されていないため、現段階においては、以下のような記録でも差し支えないこととします。

- ・利用者の心身又は家族の状況等の基本情報
- ・利用者や家族の置かれている環境等の評価を通じて利用者が日常生活を営むために解決すべき課題を把握するプロセスについての記録(アセスメントの結果)
- ・介護計画(居宅サービス計画、個別支援計画、個別援助計画等)
- ・介護の実施状況に関する記録(モニタリングの結果)
- ・計画の変更や多職種との連絡調整に関する記録(サービス担当者会議の記録)

問 36 福祉系高校も養成施設と同等に実習を行うこととなると実習施設の
取り合いが起こると考えられる。実習施設の確保について何か国として
取組を考えているのか。

(答)

1. 実習教育は、高い実践力を有する人材を養成する上で、非常に重要
であることから、今後、実習施設が円滑に確保できるよう、関係団体
に対し、実習への協力を依頼する旨を通知するなど、実習施設の確保
に向けた取組を検討してまいりたいと考えています。

問 37 実習指導者講習会は今のままロフォス(全国社会福祉協議会中央
福祉学院)で実施するものだけか。

(答)

1. 現在は全国で1カ所ロフォスのみの実施ですが、平成20年度にお
いては、これに加え、日本介護福祉士会が都道府県単位で実施するこ
とを検討しており、詳細が決まり次第周知してまいります。

問 38 実習指導者講習会の内容は変わるのか。

(答)

1. 介護福祉士養成課程における教育内容の見直しを踏まえたカリキュラムの内容となるよう見直しを行うこととしており、7月を目処として関係告示等をお示しすることとしています。

問 39 介護教員講習会受講者については、実習指導者講習会を受けなくても実習Ⅱの実習指導者になることはできないか。

(答)

1. 実習指導者講習会については、実習施設における実習指導者の適切な実習指導方法を確保するために行うものであり、その内容は、実習施設における実習指導体制の構築手法や職員の就労意欲の向上の手法等実習指導方法に特化したものとなっていることから、介護教員講習会の受講修了者であっても改めて実習指導者講習会の受講が必要となります。

問 40 実習指導者講習会を受けなくてもすむ道を残して欲しい。

(答)

1. 実習教育は、高い実践力を有する人材を養成する上で、非常に重要であることから、実習指導者講習会の受講を義務化することとしています。

しかしながら、既に介護実習の指導を行っている実習指導者については、平成 24 年 3 月 31 日までは実習指導者として引き続き介護実習の指導を行うことができる経過措置を設けているところです。

問 41 巡回指導 1 回 30 分という規定は残るか。

(答)

1. 巡回指導 1 回当たりの時間数に基準はありませんが、実習期間中に学生が感じた疑問等に対する指導や学生への指導方法に関する実習指導者との協議等を適切に行うことができる時間数を確保することが必要です。

問 42 実習Ⅰについても、実習Ⅱ同様の実習指導者の基準を設定すべき。どうして、介護福祉士の実習なのにそうでない者が実習指導できるのか。

(答)

1. 多様な実習先の確保と効果的な実習の実施という観点から、要件についても実習の効果을 勘案しつつ、メリハリづけをしたところです。
なお、実習Ⅰの実習指導者については、必ずしも介護福祉士だけではなく、一定の実務経験を有する介護職員でも足りることとしており、教員が実習の到達目標を踏まえ、課題等を明確にするとともに、実習施設と養成施設等の指導における役割分担をし、学生に適切な指導ができるような体制を構築することが必要です。

問 43 帰校日は、実習に含まれるのか。

(答)

1. 介護総合演習に含まれます。

問 44 既存の実習施設は、きちんと活用できるのか。

(答)

1. 現在の実習指導者のうち、既に研修を受講されている方々については、今回義務化される講習を受講したものとみなしています。
また、5年の実務経験により実習指導者となっている方々については、経過措置期間を3年間設け、その間に順次受講していただくこととしています。
2. 実習指導者以外の実習Ⅱの要件である実習指導マニュアル等の有無については、実習指導の体制が実習指導者を中心に行われているか、また、多職種が関わる場合にどのような役割分担となっているかなどの指導体制が確認できる書類を作成していただきたいと考えています。
なお、このマニュアルの作成に当たっては、実習施設と養成施設等との連携を推進する観点から、日本介護福祉士養成施設協会の協力を得て、平成19年度より厚生労働省が行っている「実習高度化モデル事業」のマニュアル等を参考にしたいと考えています。
3. その他の基準についても、効果的な実習を行うために必要な基準であり、ご理解・ご協力をお願いします。

問 45 実習施設の書類については、現行実習施設であるところについては、どこまで書類をとらなければならないのか。

(答)

1. 既存の実習施設のうち、実習Ⅱに該当する実習施設については、マニュアル作成の有無等の要件を確認することから、実習施設の概要等の調書が必要ですが、実習Ⅰに該当する実習施設については、特段の変更のない限り、これらの書類の提出は不要です。

(4) 実務経験ルートにおける通信課程

問46 6か月の養成課程は、いつから実施するのか。

(答)

1. 6か月の養成課程は、平成24年度以降に実施される試験、すなわち、平成25年1月以降の試験から、試験の受験前までに実務経験者に受講することが求められるものであり、6か月の養成課程が施行されるのも平成24年4月1日以降です。
2. しかしながら、この養成課程の受講は、実務経験の前であっても後であっても差し支えないこととすることとしており、受講者の便宜や負担軽減を図る観点から、平成24年度以前から受講者が受講できるよう、研修の内容や実施体制等に関する必要な基準等をお示ししたいと考えております。
3. 具体的な開始時期については、最初の試験の実施が平成25年1月であり、仮に平成22年度以降に6か月の養成課程を実施したとしても、平成25年1月の試験までに3年近くの準備期間があり、研修を受講するための支障は生じないと考えられることや、通信も含んだ新たな養成課程となるため、養成施設の準備期間を考慮する必要があること等も踏まえ、今後、時期を決定することとしています。

問47 介護職員基礎研修の取扱いについては、どうなっているのか。

(答)

1. 介護職員基礎研修については、社会保障審議会福祉部会の意見書では、基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た場合に、介護福祉士国家試験の受験資格を付与することが提言されていましたが、改正法案の国会審議において、「厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること」との附帯決議（19年4月26日参議院厚生労働委員会）がなされたところです。
2. このため、まずは2年課程・1800時間のカリキュラムの内容をお示しするとともに、これと均衡を図りつつ、実務経験だけでは修得が困難な知識について理論的・体系的に修得することができるよう、実務経験ルートにおける600時間のカリキュラムの内容を定め、パブリックコメントでお示したところです。
3. 基礎研修の取扱いについては、今後、介護従事者の段階的なキャリアアップの道筋を確保する観点から、国会の附帯決議も踏まえつつ、関係部局と相談し、その位置づけについて引き続き検討してまいります。

問48 通信課程はいつから実施するのか。

(答)

1. 介護福祉士の養成課程における通信課程は、現在福祉系高校の専攻科において実施しているもの（NHK学園など6校）を除き、事実上初めての取組でもあることから、600時間の通学コースの実施時期と平仄がとれるような形で、その実施時期を検討してまいります。

問 49 通信課程(印刷教材の場合)は6月以上(修業年限)、内容、600時間(時間数)のどれが指定要件なのか。

(答)

1. 指定については、1800時間等の他の養成施設と同様に修業年限、教育内容、時間数の全て満たされないと指定することはできないものとする予定です。

6か月以上の課程の指定基準については、内容、時間数等について、今後、省令を改正し、具体的に規定することとしています。

問 50 通信課程の専任教員は他課程と兼任でよいか。

(答)

1. 基本的には、兼任は認めない方向で考えています。

(5) 国家試験

問 51 介護福祉士と社会福祉士のダブル資格取得が同年に可能となると理解しているが国家試験の受験日は異なる日になるのか。

(答)

1. 受験生の負担にも配慮し、今後、検討してまいります。

問 52 大学において、4年の卒業時ではなく、2年生あるいは、3年生などの在学時に国家試験を受験させることは可能か。

(答)

1. 介護福祉士の受験資格については、平成 24 年 4 月より、「2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」としてはいますが、4年制の養成施設として指定を受けた学校は、4年間をかけて「必要な知識及び技能」を修得させるものとして指定を受けているため、最終年次より前に国家試験を受験させることはできません。

問 53 保育士養成施設卒の1年課程については、実技試験が免除になるのか。

(答)

1. 保育士養成施設卒の1年課程については、保育の教育内容と1年課程の教育内容を併せて1800時間と同等とし、国家試験の受験資格を付与しています。

したがって、実技試験についても1800時間と同様、免除となります。

問 54 保育士養成施設卒の 1 年課程については、国家試験の免除科目はないのか。

(答)

1. 国家試験は介護福祉士国家資格に必要な教育内容について修得しているかどうか確認するものです。

このルートは、1 年課程を修了した時点で保育の教育内容と 1 年課程の教育内容を併せて 1800 時間と同等とし、国家試験の受験資格を付与しております。

したがって、国家試験科目についても 1800 時間と同様、免除はありません。

問 55 1 年課程の教育に含むべき事項は全て含まなければならないのか。

(答)

1. 1 年課程については、既修得科目の教育内容が各養成施設等で異なるため、既修得科目と 1 年課程の科目を合わせ、全体として教育に含むべき事項が網羅されていることが必要となり、基本的には全ての教育内容を含むべきものと考えております。

(6) その他

問 56 指定の手続きの締め切りはどこまでのびるのか。

(答)

1. 既に指定を受けている養成施設等については、9月末までに変更届を提出していただくこととなります。
2. 新たな指定を受ける場合には、通常1年前に設置計画を提出しなければならないところ、平成20年度については不要としており、9月末までに申請書を提出すれば足りることとし、手続を簡素化しています。

問 57 養成施設において一旦定員減を行った後に、再度定員増の手続きを行えるようにならないか。またその手続きについては簡素化できないか。

(答)

1. 通常、定員の変更は1年前から計画書を提出する等の手続となっていますが、現行でも定員減については3ヶ月前までに申請すればよいこととしています。年度中であれば、取り下げということができるといっても含め、今後も、手続については十分検証しながら必要に応じて検討してまいります。

問 58 介護技術講習会はいつまで実施されるのか。

(答)

1. 平成 24 年度の国家試験受験者から 1800 時間（養成施設、福祉系高校）、600 時間（実務経験ルート）の者については、実技試験は免除されることとなります。

したがって、平成 24 年度以降は、実技試験の受験者（介護技術講習会の受講者）は、

① 福祉系高校に係る経過措置の適用を受ける者（福祉系高校 1190 時間、1155 時間）

② 経済連携協定に基づき、海外から日本に入国し、介護福祉士の資格を取得する者

に限定され、今後、対象者は減少するものと考えられます。

問 59 スライディングボードやリフトについても既存の施設も確保しなければならぬか。

(答)

1. 新しい教育内容に必要な機械・器具となっておりますので、既存の施設についても確保する必要があります。

問 60 今回単位制にしなかった理由は何か。

(答)

1. 大学設置基準では 1 単位の範囲が講義であれば、15 時間～30 時間と幅があるため、単位制にした場合、最低基準で各大学が教育内容を設定すると必要としている 1800 時間という教育時間が担保されない可能性があります。このため、時間制のままとしております。